

令和3年2月15日

会員保険薬局
管理者・開設者 各位

一般社団法人 島根県薬剤師会
会長 陶山 千歳

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録 に関する省令の一部改正に伴う実施上の留意事項について（周知）

平素より本会会務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、令和3年2月10日付保医発0210第1号厚生労働省保険局医療課長通知について中国四国厚生局島根事務所より連絡がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、保険薬剤師本人が届け出る住所、勤務先所在の変更に関するものです。保険薬剤師の住所、勤務先所在地の変更があった場合は、その都度本人が地方厚生（支）局事務所等への届出が必要でしたが、令和3年2月10日から一部省略し、同じ地方厚生（支）局管内での変更の場合（例えば、島根県から中国4県へ移動など）は不要となります。

なお、地方厚生（支）局管轄をまたぐ場合（例えば、島根県から大阪府へ移動など）は従来どおり届出が必要となり、また、保険薬局開設者が行う勤務薬剤師の採用、異動、退職の届出については従来どおりです。

詳しくは、中国四国厚生局ホームページをご参照ください。

(<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/>)

トップページ < 重要なお知らせ < 2月15日付重要申請・届出：保険医・保険薬剤師
の地方厚生（支）局管轄内勤務地・住所地に係る変更届の省略について